

特231

753

昭和十年八月

農村の實情と吾等の使命

群馬縣農會
群馬縣農政協會

始



時281
753

序

第六十七議會に於ける農村關係諸案の審議の經過及び結果を顧るとき將來農村問題の解決を圖らんが爲めには平素より全農業者が種々農政問題につきその動向に關して一層關心を有して居なければならぬことを痛切に感ずるのである

この趣旨に依り各級農會は他の産業団体と協力して機會ある毎に講演會、座談會等を開催してその真相を一般農家によく徹底せしめて再び前車の轍を踏まない様に一層努力せねばならぬと信ずる

本冊子は帝國農會刊行の「農政講演要旨」を骨子とし之に本縣の實情を加味して作つた單なる要項に過ぎざるものである故これに肉や皮を附して花も實もある講演たらしめんには講師の辯舌と手腕とに俟たなければならぬことを附記して置く

昭和十年八月

群馬縣農會
群馬縣農政協會



農村の窮乏打開は國難克服の要諦

主、農村窮乏の真相

三、最近に於ける重要農政問題に關し、その經過、農會の主張

及び第六十七議會に於ける經緯

米穀問題

蠶絲問題

(三) 肥料問題

(四) 負擔均衡問題

四、今後の農政問題解決上吾等の使命

目次





農村の實情と吾等の使命

一、農村の窮乏打開は國難克服の要諦

農村は實に國民食糧の供給者であり、質實剛健なる思想の源泉であり、且つ國防要員の大多數は農村出身の子弟である。従つて現時國家非常時の聲高しと雖も、これが克服の根本は、農村の繁榮を圖るを以て、第一義と爲さなければならぬことは自明の理である。

然るに現下の農村は打ち續く不況の爲め、窮乏その極に達し、昨年の各種災害は、これに一層の拍車を加へて居る状態である。最近一部には所謂軍需インフレ、輸出貿易の好景氣に恵まれて居る者もあり、爲めに郵便貯金が三十億を突破したと云はれてゐるが、農村には斯かる恩恵は殆んど及んでゐない。

若しこれをこの儘に放置せんか、國家の前途誠に憂慮すべき事態に陥るべきを虞るゝのである。

二、農村窮乏の真相

農村は昭和五年の農業恐慌以來、昭和八年に幾分光明を見出さんとしたが、それも一時的のものにして依然として窮況を脱し得ず塗炭の苦に呻吟してゐる農家が多い。それには幾多の原因はあらうが、その主なるものを擧げてみれば

(一) 農家の販賣する農産物の價格の安いにも拘らず、購入する物資は高いと云ふ所謂缺狀價格差に悩まされてゐること。

例一、硫酸アンモニアと米價比較 (肥料要覽による)

| 年次 | 硫酸アンモニア | | 米 | |
|------|---------|------|------|------|
| | 一噸價格 | 全上指數 | 一石價格 | 全上指數 |
| 昭和五年 | 八七一 | 一〇〇 | 二五、九 | 一〇〇 |
| 昭和六年 | 七七一 | 八八 | 二一、八 | 八七 |
| 昭和七年 | 七七一 | 八八 | 二一、八 | 八七 |
| 昭和八年 | 九七六 | 一〇三 | 二一、六 | 八三 |

右は米と硫安との比較なれど一般的に農家の販賣品と購入品とは缺狀價格がある。

特に肥料は農業經營費中重要な位置にあるものにして、これが價格の適正か否かは農家經濟に及ぼす影響も甚大なり、經營費に對し肥料費を示せば次の如し。

例二、帝國農會調査による昭和七年農業經營調査成績

| 種目 | 大經營(五戸平均) | 中經營(五九戸平均) | 小經營(七一戸平均) |
|----------------|-----------|------------|------------|
| 農業經營費 | 五八九五圓二三錢 | 一四七三圓四〇錢 | 九七九圓二七錢 |
| 肥料費 | 一一九八、六一 | 三六一、五四 | 二三一、〇五 |
| 農業經營費に對し肥料費の割合 | 二〇% | 二四% | 二二% |
| 肥料費中購入肥料の割合 | 五〇% | 四九% | 四八% |

例三、本縣農會調査に依る昭和九年農家經濟調査成績 自作、自小作、小作農家各二戸宛六戸平均

| 種目 | 金額 |
|----------------|---------|
| 農業經營費 | 三七七圓七二錢 |
| 肥料費 | 九〇、五〇 |
| 農業經營費に對し肥料費の割合 | 二四% |

例四、本農會調査に依る昭和九年米生産費調査成績 反當米生産費 (調査農家數十七戸)

| 種目 | 金額 |
|----------------|--------|
| 直接生産費 | 三三圓七四錢 |
| 間接生産費 | 二四、九一 |
| 全生産費 | 五八、六五 |
| 肥料費 | 一一、五〇 |
| 直接生産費に對する肥料費割合 | 三七% |

全生産費に對する肥料費の割合

二二%

農産物價格の如何は農家の收入に直接關係を持つものにして特に本縣にありては滿價の高低は農業所得に一番密接なる關係あり。縣の勸業統計に依る最近五ヶ年間(昭和四年—八年)平均生産滿の價格は二千三百七十四万六千三百七十一圓にして農業總生産物價格の四割一分を占め尙本縣農會農家經濟調査成績(昭和六年より九年迄の六戸平均)によれば一戸宛農業總收入八百五十六圓九十七錢中養蠶收入は四百三十圓十錢にして五割を占めて居る状態にて如何に養蠶が收入部門中大切であるか、知れる。本縣に於ける農業生産物價格を示せば次の如し

例一、群馬縣勸業統計に依る農業生産物價格

| 種目 | 價額(昭和四年より八年の五ヶ年平均) | 割合 |
|-----|------------------------|-----|
| 米 | 一、三三四六、三七一圓 | 四一% |
| 麥 | 一、六四二一、五九九 | 二九% |
| 雜穀 | 七二四一、二三〇 | 一三% |
| 園藝品 | 二八六六、七五二 | 五% |
| 畜產品 | 四五四四、九九八 | 八% |
| 其他 | 一八九六、七七四 (牛乳、雞卵、仔兔、蜂蜜) | 三% |
| 其他 | 八八四、九五二 | 一% |

尙重要農産物の價額の狀況を示せば次の如し

重要農産物價額 (群馬縣勸業統計による)

| 年次 | 米(一石) | 大麥(一石) | 小麥(一石) | 春滿(十貫) | 夏秋蠶(十貫) |
|--------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 大正十三年 | 四〇、六四 | 一九、二九 | 一三、四七 | 七〇、四〇 | 八四、四〇 |
| 昭和十四年 | 三三、七二 | 一八、〇三 | 一〇、六〇 | 六〇、七〇 | 九一、四〇 |
| 昭和十五年 | 三三、〇二 | 一八、〇三 | 一〇、六〇 | 六〇、七〇 | 九一、四〇 |
| 昭和十六年 | 二九、〇三 | 一七、九三 | 九、六八 | 五九、〇七 | 八七、二六 |
| 昭和十七年 | 二七、四八 | 一七、九三 | 九、六八 | 五九、〇七 | 八七、二六 |
| 全昭和十八年 | 二七、四八 | 一七、九三 | 九、六八 | 五九、〇七 | 八七、二六 |

合 計 八六、一六
 十 貫 當 三、二六五
 七、一九
 二、五五八

右の内間接生産費中の荷造費及運賃、固定資本償却、配當等は不當に高く見積られあるを以て其等を適正するときは間接生産費に於て少くとも十圓内外は減少せらるべきなれば石炭法にありては十貫當二圓四、五十錢内外にて販賣せらるべきなるものと云はるるも現下の價格を前橋市に於ける調査を示せば次の如し

| 月 別 | 前橋市場現物(二〇貫) | 深川市場現物平均(一〇貫) |
|--------|-------------|---------------|
| 昭和九年一月 | 三圓六五 | 三圓五八 |
| 二月 | 三、九五 | 三、八九 |
| 三月 | 四、〇〇 | 三、八九 |
| 四月 | 四、二〇 | 四、一八 |
| 五月 | 四、三〇 | 四、二八 |
| 六月 | 四、五〇 | |
| 七月 | 四、〇〇 | |
| 八月 | 四、一五 | |

備考 (イ)前橋市調査は本會にて行へるものにして毎月十日の相場
 (ロ)深川相場は帝國農會調査による

右の結果よりみれば二圓四、五十錢位の生産費にてできる硫酸を四圓内外に買ふ農家は莫大の利益を商工業者に收められつゝある状況にあり

(三) 公租公課の負擔が商工業者に比して均衡を失してゐること
 帝國農會にて調査せる昭和八年度租稅公課負擔總額を示せば次の如し

| 所得額 | 農 業 | 自 業 | 地 主 | 營 業 者 (物品製造業者) | 營 業 者 (物品販賣業者) |
|------|--------|---------|-----|----------------|----------------|
| 三〇〇圓 | 三〇、八九圓 | 一〇〇、四七圓 | 四圓 | 三、八四圓 | 三、五、二二圓 |

| | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|-------|------|
| 五三二一一 | 一五七、一三 | 二一三八、七 | 二〇〇、二〇 | 一六三、六 | 六五、八 |
| 〇〇〇二〇 | 一二三、三一 | 一〇三五、九 | 三六一、七 | 二七四、六 | 二五、七 |
| 〇〇〇〇〇 | | 一〇三、八 | 九八、七 | 一七四、三 | 二、七 |
| 〇〇〇〇〇 | | 〇八、六 | 九、八 | 八三、二 | 五、六 |
| 〇〇〇〇〇 | | 九、六 | 一、六 | 九、二 | 三、九 |

(四) 負債利子支拂及金融機關の不備のため苦しんで居ること

負債額の正確なる數字は不明なるも、農事統計其の他よりの推定によれば本縣農家總負債額見込(昭和七年五月末本縣農會調査)は九千六百六十一萬七千六十圓にして詳細は次の如し。

イ、農家負債額の内譯

- (1) 縣直接轉貸起債のもの 四、三三三、二七圓
- (2) 勸業銀行年賦定期貸付 一四、二二三、二〇〇
- (3) 産業組合關係 八、九四五、〇三三
- (4) 普通銀行有擔保貸付 一一、四一〇、〇〇〇
- (5) 無盡會社關係 二、七三五、六〇〇
- (6) 個人抵當貸付(登記抵當權關係より推定) 二五、〇〇〇、〇〇〇
- (7) 同上信用貸付(部落團體實地調査より推定) 三〇、〇〇〇、〇〇〇

ロ、個人債務見込額

農家一戸當 八一八圓 全上一人當 一五五圓
 勸業銀行(普通)農事調査に依る

普通銀行 抵當 四分一厘
 信用 九分八厘
 信用組合 抵當 一、〇七
 普通 九、九一
 個人 抵當 一、三四
 普通 一、四三

が最も重要な問題となる譯である。従つて農會としては、從來實現を要望した農政問題中に於ても、米穀問題、蠶糸問題、肥料問題、負擔均衡問題等を最も重要事項として掲げて來て居るのである。左にこれ等の各問題毎に最近に於ける經過、農會の主張、第六十七會議に於ける経緯等を略述したい。

(一) 米穀問題

米穀政策に關しては、大正十年米穀の數量調節を目的とする米穀法制定以來、その実績を観るに、或は法の不備、或は運用上の缺陷の爲め、豫期の効果を擧げ得なかつたから、農會は屢々法の改正を要望し、その結果、大正十四年の第一回改正に依り、價格の調節をも含むこととなり、昭和六年の第二回改正に依り、運用の基準として最高、最低價格(率勢米價の二割上を最高價格、同一割下を最低價格)を定むることとなり、昭和七年の第三回改正に依り、最低價格は率勢米價に據らず、生産費を基準とすることになつたのであるが、米穀法の制度では如何にするも効果不十分であるから、根本的に米穀政策樹立の要を認むるに至り、政府に於ても、昭和七年九月以來米穀顧問會議、米穀統制調査會等を経て、根本對策として米價公定制、米穀專賣制、米穀管理制等につき攻究の結果、米價公定制を以て比較的妥當なりとし、その趣旨に基き米穀統制法案を作り、これを第六十四議會(昭和八年)に提出、成立を見、昭和八年十一月より施行さるることとなつたのである。ところが同年は内地に於て七千八十四萬餘石、外地に於て二千二百十三萬餘石と云ふ未曾有の豊作であつた爲め、米價は最低價格を下廻り、政府への賣込は一千萬石以上に上り、茲に於て、又も米穀統制法の補強工作として、作付制限案、粃貯藏案等が論議せらるゝに至つたのである。

農會は從來米穀政策に關し、種々の事項につき、その實現を要望して居つたが、斯かる米穀事情に當面して、外地米の移入統制と云ふことが、益々緊切になつて來たことを痛感し、その實現を極力要望したのである。

第六十五議會(昭和九年)に於ては、米穀政策に關し、外地米問題がやかましく論議せられたが、政府よりは、臨時米穀移入調節法案と云ふ朝鮮米及び臺灣米の内地移入數量を調節する爲め、昭和十年三月三十一日迄、朝鮮米及び臺灣米の買入を行ふことを得ると云ふ趣旨の臨時法が提出せられたのみであつた。その際、農會はその修正案として、徹底せる移入統制、即ち外地米の移入は、内地に於ける需給上必要な數量を限度として、政府これを管理する案を主張したのであつたが、これは不幸にして實現するに至らなかつたけれども、議會では衆議院に於ても、貴族院に於ても、政府に於て内外地を通ずる根本策を樹

て、臨時議會を召集して提出すべしとの希望決議が爲されたのであつた。

政府はその後貴衆兩院に於ける各政黨政派の有力者、その他各方面の識者を網羅した、米穀對策調査會を設け、調査會に於ては慎重に審議の結果成案を得るに至つた。臨時議會には間に合はなかつたが、政府はこれを法案として去る第六十七議會に提出したのであつて、米穀自治管理法案、米穀統制法中改正法律案及び粃共同貯藏助成法案の三案がこれである。米穀自治管理法案の要旨は内地、朝鮮及び臺灣を通じ、過剩米穀を統制する爲めに、米穀の自治管理を行はしむるのが目的であつて、政府は毎年米穀年度の初めに内地、朝鮮及び臺灣を通じ、その米穀年度に於ける需給推算を行ひ、米の過剩數量を生じたる場合その數量の範圍内に於て一定數量を定めて、これを内地、朝鮮及び臺灣に割當て、統制する。その割當は内地、朝鮮及び臺灣の米穀管外移出數量の増加趨勢の外に、米穀管外移出數量、米穀收穫の豊凶等を參酌して定むるのであるが、當分の内は、内地百分の三十五、朝鮮百分の四十三、臺灣百分の二十二としてある。而して統制を行ふ機關として、内地に於ては、市町村を區域とする米穀統制組合を設立させ、更に上級團體として、道府縣を區域とする地方米穀統制組合聯合會、内地を區域とする中央米穀統制組合聯合會を設け、尙米穀販賣組合及びその聯合會をして、統制組合及びその聯合會の業務を代行せしめ得ることとし、尙農會もこれ等の團體のない市町村に於ては、業務の代行を認めらるゝことになつて居るのである。(朝鮮及び臺灣に於てもこれに準ずる統制組合及び聯合會を設ける)

米穀統制法中改正法律案の要旨は、出廻期に於て最低價格に金利及び保管料を加算すること、非常災害等の場合、政府所有米を賣渡して、應急の措置を爲し得るの途を拓くこと、小麥及び小麥粉についても、輸入の制限及び輸入税の増減免除を爲し得るの途を拓くことの三點である。

粃共同貯藏助成法案の要旨は、粃の共同貯藏の制度化、即ち産業組合、農會等の團體が、米の出廻數量の調節又は備荒貯蓄の目的を以て粃を貯藏する場合、貯藏團體に對して、金利及び保管料に相當する政府所有米穀を交付する等の方法を以てこれを奨勵すると云ふにある。

農會は前述の如く、外地米の移入は、内地米穀需給上必要な數量を限度とする移入統制を行ふことを以て、米穀政策の根本義なりとして、これを主張し來つたのである。然るに右の米穀自治管理法の骨子は、内外地を通ずる過剩米穀を、内外地に割り當て貯藏せしむるに止まり、移入統制を行ふものではないから、農家の主張とは異なり、極めて不徹底なるを免がれない

のであるが、然し外地米に關し全然無統制なる現狀に比すれば、一步前進であると云ふ意味に於て、改善の策として同法案の通過を要望した。

米穀統制法中改正法律案及び糶共同貯藏助成法案は、農會従来の主張の趣旨に合致するものであるから、無條件に通過を要望した。

右三案は前に述べた如く、政府の米穀對策調査會に於て、各政黨派その他各方面の委員の意見の折衷妥協案とも云ふべきものであるから、問題なく議會は通過するものと確信して居つた。

然るに、右三案が二月二十六日衆議院に上程、三十六名の委員附託となるや、委員會に於ては喧々囂々、論議の中心は、自治管理法に依る産業組合の進出に對する反對論であつた。院外に於ても、米穀商その他に依る猛烈なる反對氣勢が擧げられた爲めに委員會に於ける審議は、豫想以上に長引き、漸く三月二十四日に至り、政友、民政、國同三黨賛成の下に修正可決となつた。修正の骨子は、産業組合進出を或る程度に防止せんとするものであつて、販賣組合が統制組合の事業を代行するのを特別の事情ある場合に限りたるが如き、中央機關に關する規定を削除したるが如き、販賣組合聯合會が平均賣に關する指令を行ふ規定を削除したるが如き、その主要なるものである。

斯くして貴族院に送付せられたけれども、會期餘すところ一日、政府亦會期延長の擧に出でず、爲めに法案は審議未了に終つたのであるが、吾々の深く遺憾に感ずるのは、法案全部を一括して審議されたるが爲めに、商人側その他の反對せざりし部分にして、然も農會側としては重要視したものも、共に葬り去られたことである。即ち内地割當比率の如き、最低價格月別引上の如き、糶共同貯藏助成の如きこれである。産業組合が統制組合の事業を代行すると云ふ一事を防がんとした運動の爲めに、以上の反對なかりし重要事項も、共に巻き添へを食つて成立するに至らなかつたことを、心から残念に思ふのである。

(二) 蠶絲問題

最近に於ける我國蠶絲業の不況は、その因つて來るところ深遠ではあるが、近因は昭和四年以來、米國の經濟不況と、人造絹絲の顯著なる進出に基くことは明かなる事實である。

斯かる不可抗的原因に加ふるに、國內蠶絲業として、養蠶家の繭販賣方法、特約取引に於ける養蠶家と製絲家との關係等に於ても、種々缺陷があつて、昭和五年以來養蠶農家の困厄は、實に慘憺たるものと云ふべきである。

政府に於ては、右の實情に鑑み、蠶絲業の根本的更生方策として、繭絲類の生産費低下、繭絲類の生産及び販賣の統制、繭絲類の需要の擴張を三大基調とし、昭和八年以來、種々施設を講じて居るが、農會としても、繭及び生絲の生産費低下、産繭處理の改善、繭の生産統制及び生絲の販賣統制、農業經營上養蠶偏重の矯正、生絲の需要増進等に關し適切なる方策の實現を要望して來たのである。

右の中、産繭處理の改善はその内容も極めて複雑であり、養蠶家として關係の最も密接なるものであるから、蠶絲對策として頗る重要問題であつて、これに關し、政府は第六十七議會に産繭處理統制法案を提出したのである。

産繭處理統制法案の要旨は、一定計畫の下に、生繭の成行取引を、他の合理的處理形態(乾繭取引、特約取引、組合製絲、委託製絲)に誘導すると共に、その形態に對して、十分指導督促を加へること、竝に繭取引の際に於ける品質の鑑定に關し、相當期間の猶豫を置いて、これを公正なる第三者検定に依らしむることと云ふにある。

農會は前述の如く、蠶絲對策として、産繭處理改善の實現を要望し、殊にその内容としては、乾繭檢定取引の普及、繭特約取引の弊害矯正等を主張して居つたのであつて、右産繭處理統制法案の内容は、大體に於てこの主張が容れられて居り、殊に該法案は、政府にて昨年の衆議院に於ける意圖を汲み、營業者多年の要望事項を受け入れ、關係團體に諮問した上で立案したものであつて、昨年衆議院に於ける議員提案を、一層緩和したものである。従つて、吾々は本案も問題なく議會は通過するものと確信して居つた。

然るに、同案が二月二十八日衆議院に上程、二十七名の委員付託となるや、これ亦米穀關係法案に劣らざる囂しき論議が繰り返さるゝに至り、院外に於ては、繭仲買人、製絲家等が反對の急先鋒であつた。

斯くして遂に同案は衆議院に於て審議未了に終つたのである。

(三) 肥料問題

農業生産物の生産費低下の爲めには、肥料代の節約と云ふこと程有効適切なるものはない。然し我國農業の特質として、その生産上肥料の量を節約する餘地は、極めて僅かであるから、先づ出來得る限り自給肥料の使用を圖らなければならぬが、これにも限度があるから、結局金肥の使用は不可欠のことに屬する。従つて、金肥の價格が農家經濟上重要な問題となるのであつて、肥料政策の重要な所以も茲にあるのである。

肥料政策に關しては、數年來各方面から種々論議せられて居るが、未だ何等の統一ある政策が實現せられて居ない。

硫安の如きについても、價格の變動ある場合、生産者側或は消費者側から種々の要求が出て、政府に於ても、臨時的施設を行つたり、業者に警告を發したりする程度であつて、極めて不徹底である。殊に往年硫安暴騰の際の如き、硫安工業保護の爲めに、外國よりの廉價なる硫安の輸入に對し許可制度を設けたるが如き、その後硫安配給組合の成立に依り、價格その他の獨占を許すが如き、需要者たる農業者としては、極めて不利益なる影響を蒙り、是非根本對策の樹立を痛感して居る譯である。

第六十七議會に、肥料業統制法案が政府より提出された。その要旨は、重要肥料について、その製造業を許可制とする外、政府に於て種々の統制を行ふこととし、又製造業者は、斯業の改善發達に肥料の圓滑なる供給及びその公正なる價格の維持を圖る爲め、組合を組織し、その組合は強制加入とし、尙政府は必要ある場合は、肥料の輸出入の制限を爲し得ることとし、而して本法施行上必要なる重要事項の審議に當らしむる爲め、肥料業統制委員會を内閣に設置すると云ふのである。

農會は從來肥料政策に關しては、價格の安定、數量の調節及び配給の改善を以てその根本と爲し、適切なる政策の樹立を要聖して居つたのである。而して右の法案を見るに強制加入組合を設立せしめて、肥料製造業の統制を行はんとするのは、徒に業者を保護するものであつて、果して消費者たる農家に對し、有利であるか大に疑問とするところであるが、現在肥料業者の多くが任意に組合を作つて、獨占價格を以て消費者に臨む場合に、政府が之に對し、何等の干渉權を有しないと云ふ状態を顧るときは、本法案に依り、如上の方法を以て、肥料製造業に對し統制を加へんとするのは、蓋し已むを得ざる次第であるから農會はその主旨を認めて、肥料製造業の許可制度に關する規定を削除すること、肥料販賣價格は、最新式設備に依る生産費を基準として決定する旨の規定を設けること、肥料業統制委員會に於ける消費者側委員は、少くとも生産者側委員會と同數以上たらしむることの三點の修正を希望したのであつた。

本法案は衆議院に於て、委員會が數回開かれただけで、審議未了に終つたのである。

(四) 負擔均衡問題

負擔不均衡の是正と云ふことは、極めて緊要なる問題であるが、元來、現在の如く農業者の負擔が商工業者の負擔に較べて過重である主要原因は、次の二つの事項に存すると思はれる。

第一は、商工業者の租税の根幹なる營業收益税は、年々の收益を課税標準とする結果、景氣、不景氣に因つて敏速に伸縮す

るに反し、農業者の租税の根幹たる地租は、十年据置の賃賃價格を課税標準とする結果、收益に關係なく賦課せらるゝと云ふことである。

第二は、富の都市集中に因つて優良なる税源は都市に偏在し、爲めに、農村に於ける附加税並に地方税が、都市に比して遙に高率であると云ふことである。従つて、負擔の均衡を圖らんが爲めには、中央、地方税制の體系を根本的に整理、刷新すると共に、富の都市集中を調整緩和する方法に出でなければならぬのである。

前内閣に於ては、この點に關し、大藏省に税制改正準備委員會、内閣に農村負擔調査會を設けて審議を始めたのであつたがその後一向進展せず、荏苒今日に及んで居るのは誠に遺憾とするところである。

農會は從來負擔均衡に關しては、田畑地租の純益課税制度、田畑地租附加税と營業收益税附加税とに於ける制限率の差異撤廢、地方財政調整國庫交付金制度等の確立を以て、最も主要なる具體案として、その實現を要望して居るのである。

第六十七議會に於て、衆議院では、負擔均衡の應急對策として、地方財政補整交付金法案が議員から提出せられ、衆議院は通過したが、貴族院に於て審議未了に終つて居る。而して政府は右法案に對し、内閣審議會に於て審議すべき事項なりとの理由を以て、趣旨には反對ではないが、法案には直に賛成は出來ないと云ふ態度であつた。

兎も角、米穀、蠶絲、肥料に關しては、政府に於て或る程度の具體案を作製するに至つたに拘はらず、負擔均衡に關しては未だ全然案が出來て居ないのは、甚だ遺憾なることであつて、この際、内閣審議會に於て、速に適當なる成案の得られんことを希望して止まないものである。

四、今後の農政問題解決上吾等の使命

第六十七議會に於ける農村關係諸法案の總崩れは、全く豫想に反する結果であつた。殊に米穀自治管理法案及び産鹵處理統制法案の如き、假令政府の提出が多少遅延したとは云へ、兩院は通過すべきものと信じて居つた。蓋し前述の如く、前者は政黨その他各方面の識者を網羅した政府の米穀對策調査會に於て、審議の結果出來上りたる答申に基き、立案されたものであり後者は、昨年の議會に衆議院を満場一致通過した議員提出法律案を、更に緩和したものであるからである。而して何れも政府案であり、言論機關の支持もあつた。従つて、通過の困難と云ふことは、理論上有り得ない。實に不可思議千萬であり、不都

合至極の運命に見舞はれた譯である。然し、如何に不可思議でも不都合でも、事實は事實として表はれた。即ち理論上有り得ないことが、實際上實現した譯である。

抑々何が斯くさせたか、その責任は何處にあるか、責任の歸趨を詮議立てしたら、人各々立場に依り夫々の意見があらう。然し吾々は此の際徒に他の責任を云々し、これを攻撃することをしたくない。それよりは將來に於ける農村問題解決の爲め、全農業者は如何に考へ、如何に行動すべきかを省察しなければならぬと思ふ。而してその考、その行動を律する基準として去る議會に於ける種々の経緯は、吾々に幾多の資料を提供してくれた。就中吾々の頭に最も強く残つてゐるのは、少數の意思により、多數の意思が蹂躪せられたと云ふことである。多數が少數に制服せらるゝのは、一見不合理至極の様ではあるが、若し多數に團結力がなく、少數に團結の力があつたならば、斯かることの起るのは當然である。

米穀、蠶絲、肥料、負擔等各種の問題は何れも解決を今後に残されたものであるが、これが善後策としては、先づ全農業者が平素より各種問題に對する關心を持つと共に、誤らざる理解を有することに努め、政府、議會、内閣審議會、更に進んでは社會一般に對し、農業者の輿論を深く認識せしめなければならぬ。而して問題解決の實現を圖るには、全農業者の團結の力の發揮を必要とする。團結の力とは單なる形式的集合を意味するものではない。多數の示威的運動を意味するものでも勿論ない。全農業者がその利害を一にすることの深い認識の下に、經濟的に、社會的に、政治的に、結束して一個の力となることである、即ち「百萬一心」となることである。

團結は農村の有する無二の偉大なる力である、一本の筋は直ちに折れるが、數本一束の筋は折ることが出来ない。團結の力さへあれば、他の如何なる壓力にも打ち勝つことが出来るのである。

然るに従來農民の團結が不十分であつた爲め、過般の議會に於ける問題に限らず、各種の問題について得べきものを失つた例に乏しくない。今後吾々の努むべきは全農民の一条不紊る團結である。而してこの團結の力に依つて、以上述べた各種の農政問題の解決に當り、所謂轉禍爲福の實を擧ぐること努むるの覺悟がなければならぬ。即ち斯くあるべきが吾人の使命である。

昭和十年八月十四日印刷納本
昭和十年八月十七日發行 【非賣品】

前橋市曲輪町乙六九
發行所 群馬縣農政協會
右代表者 群馬縣農政協會
高崎市通町六五 鷹助
印刷人 吉本 弘次
高崎市通町六五
印刷所 吉本印刷所

終